



『カモの親子』



この時期なるとカモの親子の引っ越しがテレビで特集されていたりしますよね。カモには「刷り込み」という、孵化した後に最初に見た動く物体を親とみなす習性があり、雛たちは刷り込みによって親と認識した相手の後をついてまわり、その行動を学習しながら成長していくそうです。そのため引っ越しの時には整列しているように見えるそうです。親ガモの後ろを一生懸命ついていく雛たちの列は何とも愛らしいですね。さて、「めがね税理士通信」2020年6月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを
チェック！！

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

今月も引き続き、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の概要についてご案内致します。今回は「欠損金の繰戻しによる還付の特例」と「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」についてです。

新型コロナ税法による欠損金の繰戻しによる還付の特例

- 資本金の額が1億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされていますが、今回の特例により**資本金1億円超10億円以下の法人**については適用を受けることが可能になりました(大規模法人の100%子会社等一定の法人は除かれます)。
- 本特例は**令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間**に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます(本来であれば確定申告書の提出期限までに還付請求書を提出する必要がありますが、本特例において令和2年7月1日前に確定申告書を提出した法人の還付請求書の提出期限は**令和2年7月31日**になります)。

中小企業経営強化税制の対象設備の追加(テレワーク等のための設備投資)

- 中小企業経営強化税制とは、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、**即時償却**又は**取得価額の10%の税額控除**(一定の法人は7%)が選択適用できるものです。これまで生産性向上設備(A類型)、収益力強化設備(B類型)が対象でしたが、**新たにデジタル化設備(C類型)が対象に加わりました**。

- デジタル化設備とは、

- 機械装置、
- 工具・器具備品、
- 建物附属設備、
- ソフトウェア

で、**右のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する投資計画を達成するため必要不可欠な設備**をいいます。

Ⅰ 遠隔操作	1 デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
	2 A)事業を非対面で行うことができるようにすること B)事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること
Ⅱ 可視化	1 データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
	2 1のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
	3 1により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようにすること
Ⅲ 自動制御化	1 デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること
	2 1の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること

※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

だいじょうぶ。未来は元気だよ。

むかいアドバイザーグループの向貴子です。緊急事態宣言解除ですが、まだまだ油断できない日々が続きますね。在宅勤務等で、賑やかだったオフィスが静まりかえり、寂しい気持ちになります。こんな時こそ、働き方改革や生産効率アップの取り組みを行い、コロナ後は、よりパワーアップした体制を目指したいです。未来から来たドラえもんが『だいじょうぶ。未来は元気だよ。』と言っています。なんだか勇気づけられます。未来を信じ前向きに頑張りたいと思います。



何でもかんでも、わるいことはすべて他人のせいにしてしまったら、これほど気楽なことはないだろう。だがしかし、みんながみんなこんな態度で、責任の押しつけ合いをしていたならば、この世の中、はたしてどうなることか。人と人が相寄り暮らしているこの世の中、自分は全く無関係、自分は全く無責任 そんなことはあり得ない。一見何の関係もなさそうなことでも、まわりまわってわが身につながる。すべてを他人のせいにしてしまいたいのは、人情の常ではあろうけれども、それは実は勇気なき姿である。心弱き姿である。おたがいに一人前の社会人として、責任を知る深い反省心と大きな勇気を持ちたい。
(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室



『新型コロナウイルスの相続への影響』

Aさん：新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、不要不急な外出の自粛が続いています。先日亡くなった父の相続税申告について専門家に相談したいのですが、新型コロナウイルスの流行が落ち着くまで、このまま保留にしておいても大丈夫でしょうか？

たかこサン：家族に相続が発生したら、すぐにも専門家に相談したいところですが、この状況では当然躊躇してしまいますよね。ですが、相続の手続きには相続税申告のように期限が定められているものもあるため、このまま相談もせずに放っておくのはお薦めできません。

Aさん：そうですね。役所や銀行で資料を集めるのも感染リスクが気になりますし、遺産分割の話をするために相続人の皆に集まってもらうのも気が引けます。期限内に手続きが完了できるかとても心配です。

たかこサン：相続税申告については、新型コロナウイルス感染症の影響により、相続人等が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、個別に申請することにより期限の個別延長が認められます。この“やむを得ない理由”には、実際に感染した場合はもちろん、感染拡大防止のために外出を控えている場合も含めて、広く認められます。

申告・納付期限の延長を申請して認められた場合、申告・納付できないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して期限が延長されることになります。



むかいアドバイザーグループでは、不要不急の外出を控えなければならない状況に鑑み、電話・テレビ電話等のツールを利用して、お客様が自宅にいながら相談ができる「おうちで相続相談」サービスを行っています。ご利用希望の方はお気軽にお問い合わせください。

お気軽にご相談ください 受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝)

無料相続相談
ご予約はこちら

0120-779-155

税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。

さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問い合わせください！

ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい



発行元



つねに むかいに

むかいアドバイザーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間: 平日 9:00~18:00)

【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>